

2025年
7月1日
から

犬猫を10頭以上 飼っている方は 届出が必要です



「多頭飼養届出制度」がはじまり、義務化されます

届出が必要な方

同一の敷地内で、犬や猫を合わせて10頭以上飼養または保管している方
(生後90日以内の子犬・子猫は、頭数に含みません)

※ 届出期限 届出の対象となった日から30日以内

※ 第一種・第二種動物取扱業者が業として飼う場合などは対象外

【届出先・制度についてのお問合せ】

豊田市動物愛護センター

〒471-0002 豊田市矢並町法沢715-4 (鞍ヶ池公園内)

☎ 0565-42-2533

✉ doubutsu-aigo@city.toyota.aichi.jp

「多頭飼養届出制度」について

令和7年7月1日から、豊田市では犬や猫をたくさん飼っている方を対象にした「多頭飼養届出制度」が始まります。該当する方は、決められた期間内に届出をしてください。



届出が必要な方

同一の敷地内で、生後91日以上犬や猫を合計10頭以上飼養または保管している方

- 対象
- 犬を10頭以上
 - 猫を10頭以上
 - 犬猫合わせて10頭以上



【届出が除外される場合】

次のような場合は、届出の必要はありません。

- ・第一種・第二種動物取扱業の方が業として飼養・保管している場合
- ・動物病院が業として飼養・保管している場合
- ・学校などで教育目的として飼養・保管している場合など



届出に必要な内容

次の項目を記載した届出書を、図面と一緒に提出してください。

- 1 氏名・住所
- 2 飼養場所の所在地
- 3 飼養・保管している犬や猫の頭数
- 4 飼養場所の規模
- 5 周辺の生活環境を保全する方法

+ 飼養または保管場所等の図面

※ 詳しくは市のホームページをご覧ください

届出様式はこちら

豊田市HP番号1066274
多頭飼養届出制度について



届出方法と提出先

提出先：豊田市動物愛護センター
(直接お持ちください)

- ・届出の際には、犬猫の適正な飼養に必要な知識に関する講習を受講していただきます。
- ・費用はかかりません。



届出の期限

既に飼養または保管している方

令和7年7月1日(火曜日)から30日以内に届出をお願いします。

今後新たに届出が必要になる方

その事実が発生してから30日以内に届出をお願いします。

制度導入の目的

たくさんの動物を飼って適切な世話ができなくなること、飼い主の生活状況や動物の状態の悪化、周辺の生活環境にも悪影響を及ぼしている状況を「多頭飼養問題」といい、近年大きな社会問題となっています。これを未然に防ぐために、たくさんの犬猫を飼っている方の状況を市が早期に把握させていただく制度です。

ご不明な点がある場合は、豊田市動物愛護センターまでお気軽にご相談ください。

豊田市動物愛護センターについて詳しくはこちら

豊田市HP番号1008146

